

一般社団法人日本知財学会 令和5（2023）年度事業計画

1. 知的財産に関する学術研究

- ・分科会活動への若手会員の参画を促し、各分科会の活動を促進する。
- ・会員を対象とした定例研究会を開催する。開催日時とテーマを早めに公開する事により、予定をたてやすくし、会員の研究活動への参加を促進する。
- ・必要に応じて助成研究及び受託調査等を行う。
特に学際的領域の受託研究には積極的な対応が出来るように体制を整備する。

2. 研究会、研究発表会、講演会等の開催

2. 1 学術研究発表会

- ・学術研究発表会の企画・運営を行う実行委員会を組織し、年に1回開催する。
- ・企画セッション、分科会セッション、シンポジウム、公募・選考による一般発表を行う。
- ・特に若手研究者及び学生の参加を促進する。
- ・一般発表は次に例示するようなカテゴリ毎に行う。
(1) 知財制度論、国際化に関する課題 (2) ブランド・デザイン・コンテンツマネジメント、
(3) 先端技術、IT、データ利活用 (4) バイオ・ライフサイエンス
(5) 知財人材育成、知財教育 (6) 知財経営 (7) ビジネスモデル、ESG, SDGs
(8) 知財の実証分析 (9) その他（知的財産の新領域等） (10) 学生発表

2. 2 シンポジウム

- ・講演を中心としたシンポジウムを学術研究発表会の一部として開催する。
- ・我が国の喫緊の課題をテーマとして、春季シンポジウムを開催する。
- ・日本弁理士会と連携し、日本および諸外国の知的財産をテーマとした国際シンポジウムを開催する。
- ・学術協力協定を締結している日中韓の3団体共同シンポジウムを韓国で開催する。

2. 3 エグゼクティブ知財時事懇談会

- ・法人会員および学会役員等を対象とし、継続的に開催する。

3. 知的財産に関する人材育成

- ・学術研究発表会において、学生による優れた発表を表彰し、知的財産研究を行う若手の育成を推進する。
- ・知財創造教育推進コンソーシアムに参画し、知財創造教育を推進する。
- ・知的財産に関する教育研究促進のため、知的財産大学院協議会の活動を支援する。
- ・日本弁理士会の外部研修機関として、知的財産に関する人材の育成を行う。
- ・会員が対面で交流できる場の検討を行う。
- ・研究会等のアーカイブ化の検討を行う。

4. 知的財産に関する調査研究、啓発、提言活動

- ・学会ウェブサイト上のインフォメーションコーナーにおいて、知的財産に関する公益性の高い情報を掲載する。

- ・特許庁による知財功労賞（毎年4月18日「発明の日」表彰）の、「知的財産権制度関係功労者表彰」候補者の推薦を行う。
- ・最高裁判所からの要請に応じて専門委員候補者（知的財産訴訟）の推薦を行う。
- ・日本弁理士会からの要請に応じて、外部委員の推薦を行う。
- ・分科会の活動等の成果として、積極的に政策提言を行う。
- ・政府・行政機関等からの要請に応じて有識者の派遣を行う。

5. 学会誌及び学術図書の刊行

- ・和文論文、英文論文を掲載した日本知財学会誌(Journal of Intellectual Property Association of Japan)を年3回発行する。
さらに、紙媒体の発刊日より一定の期間を経た論文はインターネット上で公開する。
- ・日本知財学会誌は会員へは無料で配布する。
- ・学術研究発表会における一般発表予稿及び企画講演概要を収めた予稿集（電子媒体）を発行する。

6. 知的財産に関する表彰

- ・総会において、知的財産の観点で顕著な業績があった法人会員を対象に、日本知財学会産業功労賞表彰を行う。
- ・学術研究発表会において優れた研究発表を行った学生の表彰を行う。
- ・優れた投稿論文の表彰を行う。

7. その他（学会運営）

- ・総会を開催し、2022年度収支決算報告、2022年度事業報告、役員について議決を行う。
- ・理事会を年3~4回開催する。